

住宅用火災警報器の設置が必要な場所

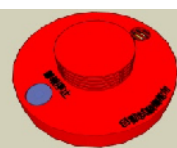
全ての住宅に設置が必要です

住宅用火災警報器は、消防法により全ての住宅に設置が義務付けられました。
戸建て住宅や店舗併用住宅、共同住宅などの住宅の種類を問いません。

私たち全員に設置義務があります

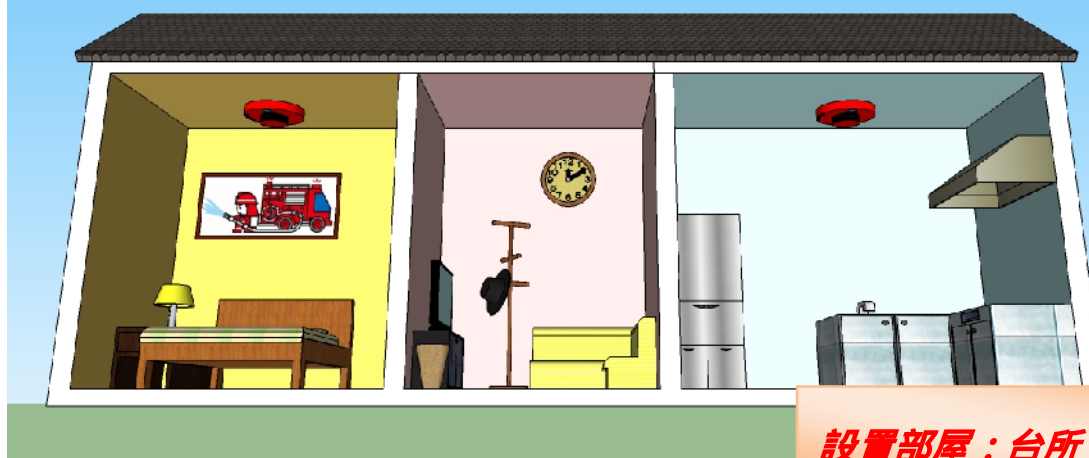
住宅用火災警報器の設置義務者は、「**住宅の関係者**」とされています。(消防法)
借家は、家主が所有権、借家人が管理権と占有権を有していることから、双方に義務があり、賃貸契約等の内容により異なりますので、家主と相談する必要があります。

住宅用火災警報器設置例



平家建ての場合

これが見本!! (本物は白色です)



設置部屋：台所・寝室

2階建ての場合

1階に寝室がある場合



設置部屋：台所・寝室

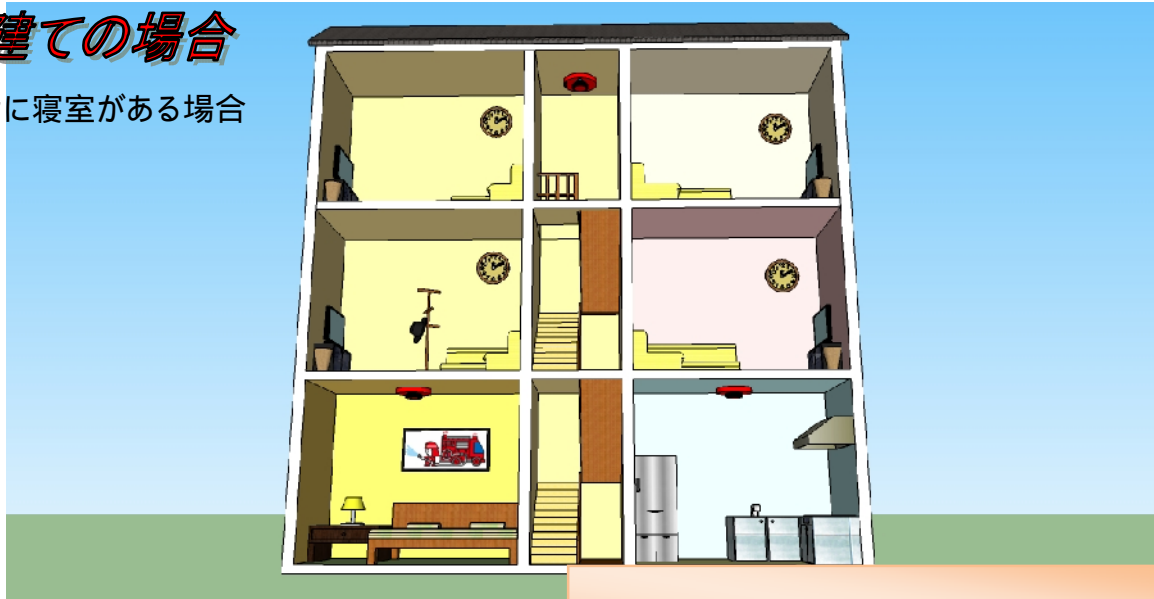
2階に寝室がある場合



設置部屋：台所・寝室・子供部屋・2階の階段

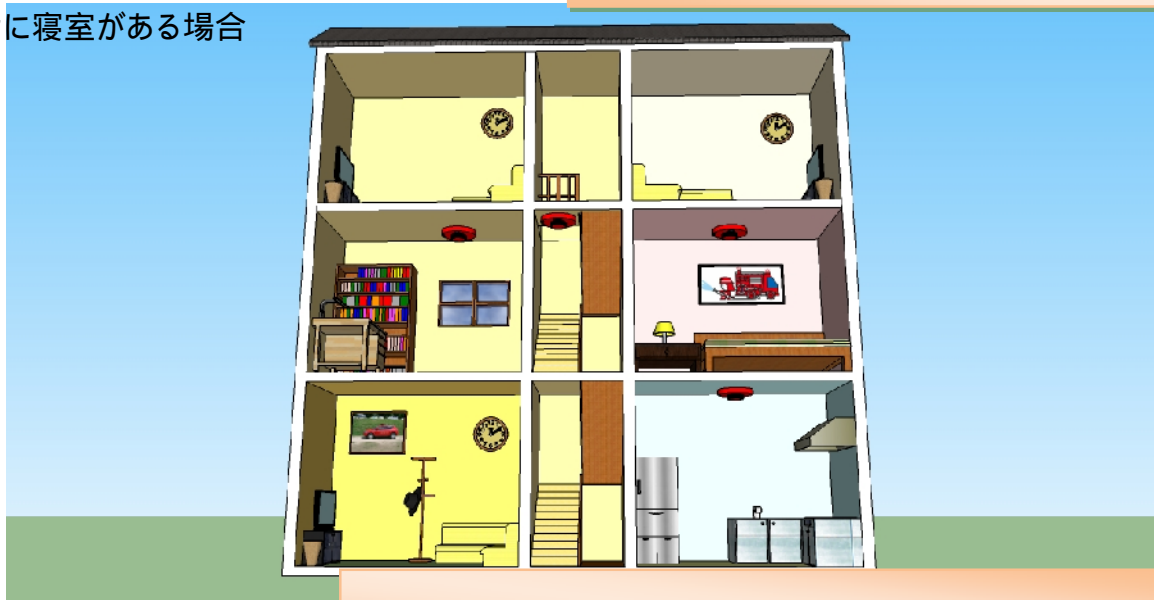
3階建ての場合

1階に寝室がある場合



設置部屋：台所・寝室・3階の階段

2階に寝室がある場合



設置部屋：台所・寝室・子供部屋・2階の階段

3階に寝室がある場合



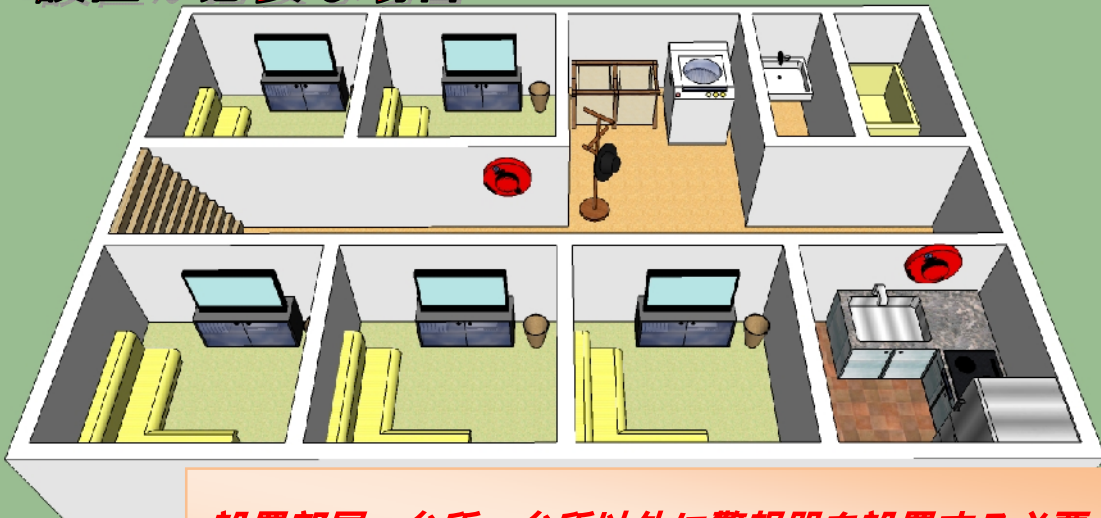
設置部屋：台所・寝室・子供部屋・1、3階の階段

2、3階に寝室がある場合



設置部屋：台所・寝室・子供部屋・2、3階の階段

廊下に設置が必要な場合



設置部屋：台所・台所以外に警報器を設置する必要がなかった階で、居室（7㎡以上）が5以上ある階の廊下

設置が必要な寝室とは

住宅用火災警報器は、普段寝ている部屋「**寝室**」に設置してください。

寝室は、火災の発見が遅れて逃げ遅れが発生しやすいことから、住宅の中で最優先に設置すべき場所とされました。

よくある疑問!?

疑問

日中は居間として使用している部屋に、夜間は布団を敷いて寝ている場合は？

疑問

子供が寝ている部屋（子ども部屋）は？

疑問

普段は居間ですが、季節によって寝室として使っている部屋は？

疑問

普段は寝室として使用していない部屋ですが、時々来客者が寝ることがある部屋は？

回答

疑問 ~ は、住宅用火災警報器の設置が必要です。

疑問 は、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

[目次に戻る!!](#)